

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年11月5日提出
【計算期間】	第5特定期間（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）
【ファンド名】	野村世界好分散投信 (以下「ファンド」といいます。なお、名称に「（隔月分配型）」を付記して記載する場合があります。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

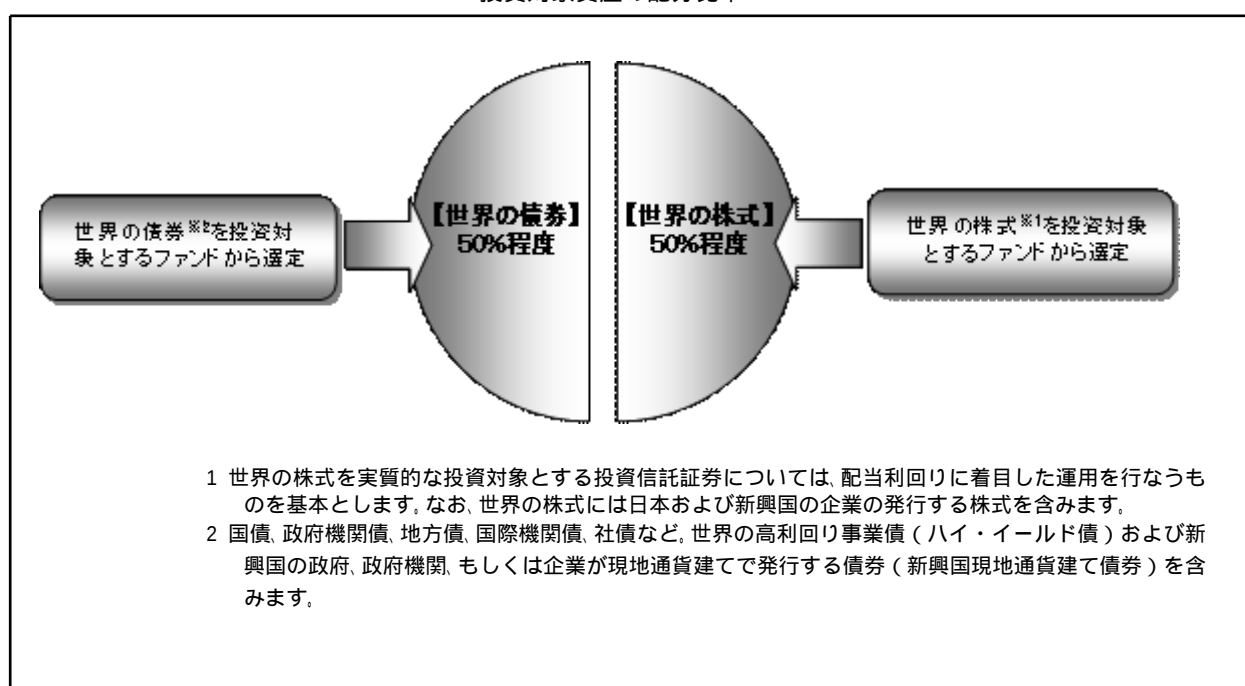
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[1]世界の株式および世界の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン[※]の追求を目指して運用を行ないます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案し、優れていると判断した投資信託証券(ファンド)に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが各投資対象資産から選定したファンドに分散投資を行ないます。

■ 投資対象資産の配分比率 ■



[3]実質的な外貨建資産については、為替ヘッジを行わないことを基本とします。

[4]年6回の決算時（原則2月・4月・6月・8月・10月・12月の各20日）に分配を行ないます。

年6回の決算時（原則2月・4月・6月・8月・10月・12月の各20日）に、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、毎年4月・10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配原資の範囲で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

当該日が休業日の場合は翌営業日が決算日となります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）は、ファミリーファンド方式[※]で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「世界好配当株投信FD」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「世界好配当株投信 マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村世界好分散投信）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
		欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産

産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

(1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

(1) インデックス型... 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型... 目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

(1) 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2) 大型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3) 中小型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1) 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2) 公債... 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3) 社債... 目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4) その他債券... 目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5) 格付等クレジットによる属性... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産... 組入れている資産を記載するものとする。

資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1) 資産配分固定型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2) 資産配分変更型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1) 年1回... 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回... 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回... 目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回(隔月)... 目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回(毎月)... 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々... 目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他... 上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

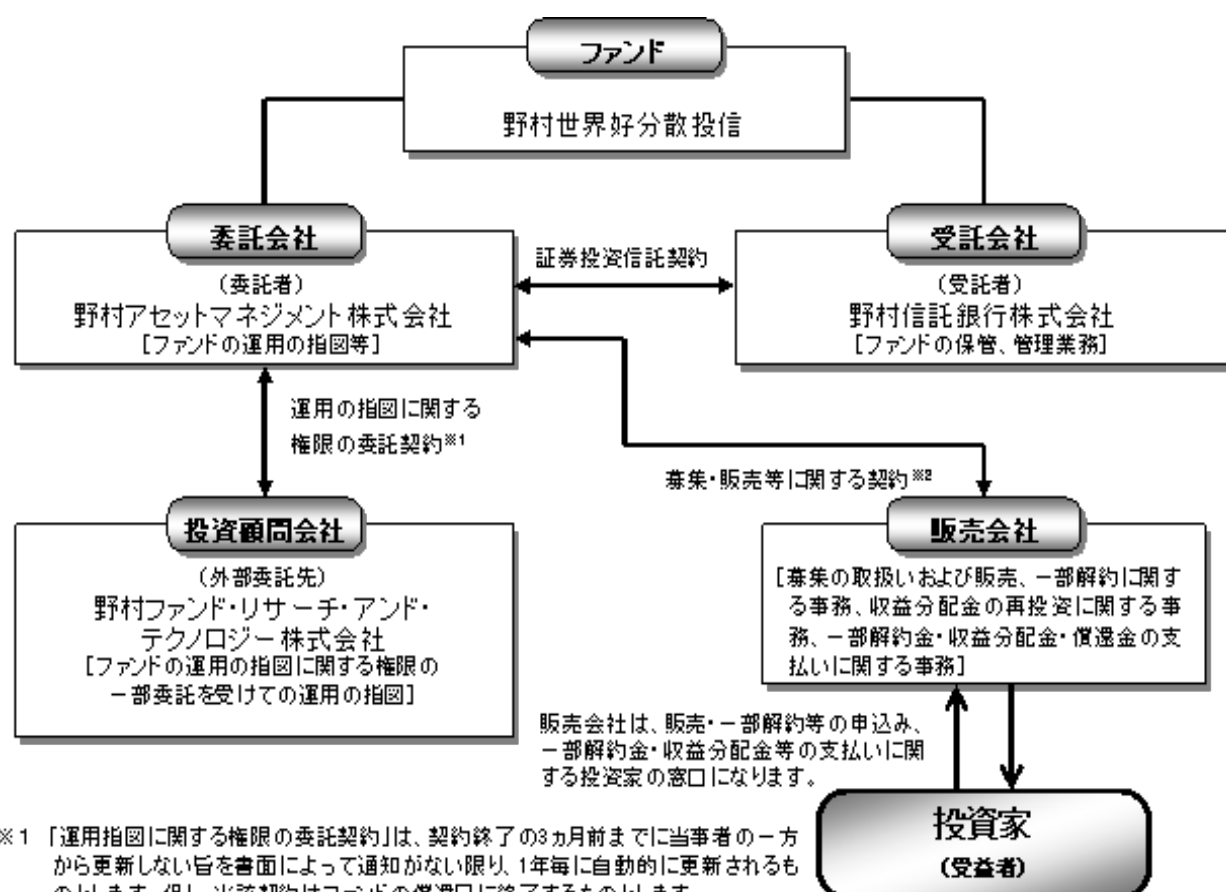
- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年2月27日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

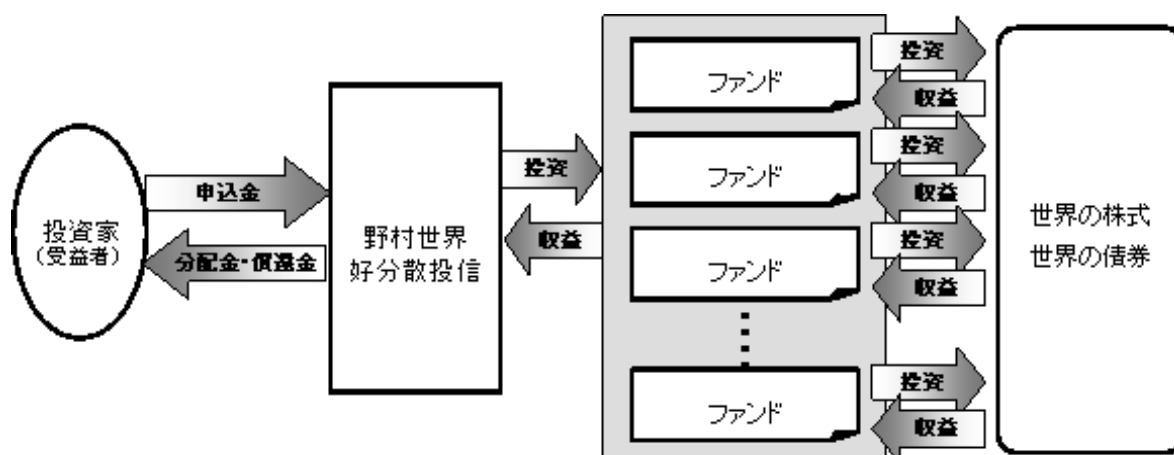


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

《ファンド・オブ・ファンズについて》

ファンドは複数の投資信託（ファンド）への投資を通じて、実質的に世界の株式および世界の債券に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



ファンドが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等は、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」をご参照ください。

ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

委託会社の概況

■ 委託会社 ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

平成22年9月末現在、17,180百万円

・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・ 大株主の状況(平成22年9月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]主として、世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券¹および世界の債券²を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資し、インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。

1 世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券については、配当利回りに着目した運用を行なうものを基本とします。なお、世界の株式には日本および新興国の企業の発行する株式を含みます。

2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など、世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）および新興国の政府、政府機関、もしくは企業が現地通貨建てで発行する債券（新興国現地通貨建て債券）を含みます。

[2]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。投資対象資産毎の投資信託証券への配分比率は下記の通りとすることを基本とします。

投資対象資産とは、当ファンドにおいては、株式、債券を指します。

- 世界の株式を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね50%程度
- 世界の債券を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね50%程度

投資対象資産毎に投資信託証券への配分を行なう際には、中長期的な観点から、より細かい資産クラス・種別への分類を行ない、各資産クラス・種別への配分比率（以下、「参考配分比率」といいます。）を決定し、それを意識した運用を行ないます。

ただし、投資信託証券への配分比率や、投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する各資産クラス・種別への配分比率は、参考配分比率から乖離する場合があります。

平成22年11月現在、参考配分比率は下記の通りです。

■ 投資対象資産の参考配分比率 ■

配分比率		参考配分比率	
投資対象資産	比率	資産クラス・種別	比率
株式	50%程度	好配当株式※1	50%程度
債券	50%程度	好利回り債券※2	高格付債券※3（豪州債券）
		好利回り債券※2	10%程度
		好利回り債券※2	米国ハイ・イールド債券
		好利回り債券※2	10%程度
			欧州ハイ・イールド債券
			10%程度
			新興国現地通貨建て債券
			20%程度

1 配当利回りが相対的に高い株式等、配当に着目した投資を行なうことを基本とします。

2 高格付債券の中でも相対的に利回りが高い債券や、米欧のハイ・イールド債券、新興国現地通貨建て債券などに投資を行ないます。

3 高格付債券への投資は、当面、豪州ドル建ての債券（豪州債券）とします。

* 資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、中長期的な資産クラス・種別間のリターン・リスク関係、市場構造、新たな資産クラスや種別の登場等を考慮し、当ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。

[3]実質的な外貨建資産については、為替ヘッジを行なわないことを基本とします。

投資する投資信託証券で、世界の株式に実質的に投資する投資信託証券および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

[4]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります。）に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

委託する範囲 : 投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含みます。)

委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

委託先所在地 : 東京都中央区

委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、ファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.22%
500億円超の部分	年0.21%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

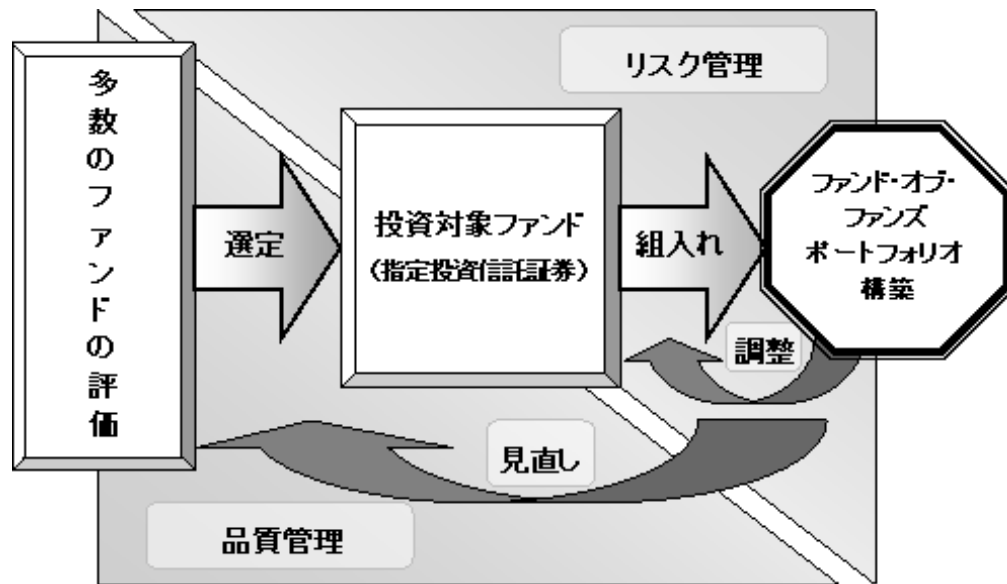
[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をい

います。

■NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス（イメージ図）■



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

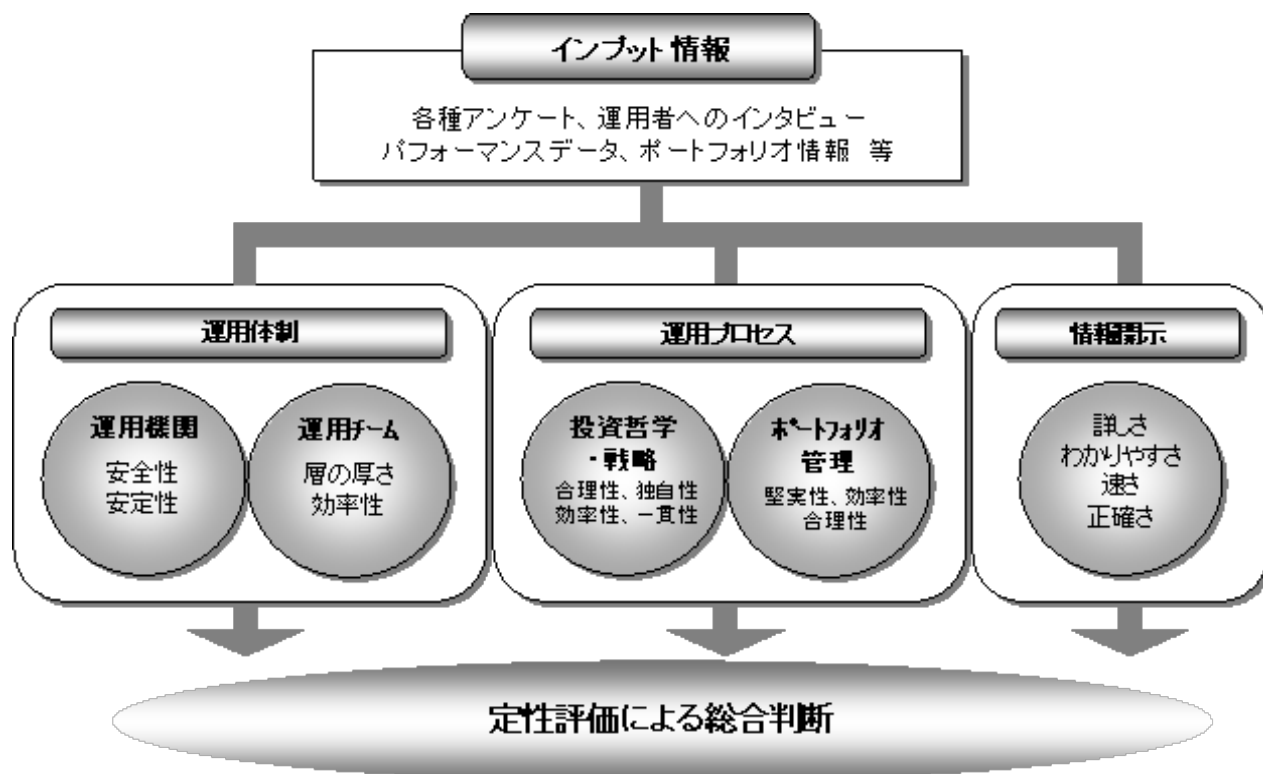
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる野村グループの投資顧問会社です。

■NFR&Tのファンドの定性評価■

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成22年11月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

	指定投資信託証券
世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	世界好配当株投信FD（適格機関投資家専用）
	BNYメロン・グローバル高配当株式ファンドFD（適格機関投資家専用）
世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	野村米国好利回り社債投信FD（適格機関投資家専用）
	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD（適格機関投資家専用）
	ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）
	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD（適格機関投資家専用）
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD <外国籍投資信託>

上記は平成22年11月5日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ.金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。以下同じ。）は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

■ (参考)指定投資信託証券について ■

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成22年11月5日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないません。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

申込手数料はかかりません。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

1 世界好配当株投信FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である世界好配当株投信 マザーファンドへの投資を通じて、主として世界各国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「世界好配当株投信 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年2月26日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.567%（税抜年0.54%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

世界を「北米」「欧州」「アジア・オセアニア（日本を含む）」の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね各地域の先進国市場の投資可能な時価総額構成比に準じた比率とします。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。

各地域毎に、投資銘柄の平均配当利回りを市場平均に比べて相対的に高水準に維持します。

株式の実質組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

2 BNYメロン・グローバル高配当株式ファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるBNYメロン・グローバル高配当株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として新興国を含む世界各国の市場において取引されている株式に実質的に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用することを基本とします。

ファンドは、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年2月26日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.672%（税抜0.64%）の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドに係る監査費用等をファンドから支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

世界各国の市場において取引されている株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として新興国を含む世界各国の市場において取引されている株式に実質的に投資します。

株式への投資にあたっては、主にベンチマーク（MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（円換算ベース））対比で相対的に配当利回りが高い銘柄に投資を行うことで安定的な配当収入の確保につとめつつ、ボトムアップ・スタイルによる銘柄選定により、中長期的な値上がり益の獲得も目指します。

銘柄選択においては、グローバルな観点から、商品力があり優秀な経営陣と戦略を有し、かつバリュエーションが魅力的な水準にある銘柄の発掘に努めます。グローバルな世界を理解する「投資テーマ」を銘柄選定プロセスの起点とし活発な議論を促すことで、投資機会やトレンドを照らし、銘柄選定の精度向上を目指します。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合には、為替ヘッジを行うことがあります。

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

分配金額は、委託会社が配当等収益、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わない場合があります。

3 ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、UBS オーストラリア債券インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をBNP Paribas Fund Services Australasia Pty Limitedに代行させます。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資する場合があります。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に実質的に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分（＝リスク・バジェットティング）を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として-1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質的な投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

4 野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドマザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行なうとともに、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜年0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

豪ドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。また、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

（２）投資態度

豪ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、豪州債券の市場全体の中長期的な動きを概ね捉えることを目指して現物ポートフォリオを構築しつつ、世界各国（先進国を中心としますが、それに限りません。）通貨の為替予約取引等の積極的な活用により、豪州債券市場の全体の投資収益に対する超過収益の獲得を目指します。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行なう場合があります。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために、債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおいては、マクロ経済等のファンダメンタルズ分析による世界各国通貨の投資環境判断に基づき、有望な投資機会があると判断した市場について、為替リスク・ポジションを調整し、積極的に投資することを基本とします。

マザーファンドにおける為替リスク・ポジションの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、世界各国のロング・ポジションとショート・ポジションを活用します。

マザーファンドにおける短期的な戦略にもとづく為替リスク・ポジションの調整には、為替予約取引等の短期売買を積極的行なうことがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）にマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

5 野村米国好利回り社債投信FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村米国好利回り社債投信 マザーファンドへの投資を通じて、主として米国ドル建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指し、積極的な運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース） をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行いません。投資対象には、米国以外の企業の発行する債券等が含まれます。なお、LPS（リミテッド・パートナーシップ）の発行する債務証券または債務証券、転換社債型新株予約権付社債、優先証券またはこれに類する証券、コーポレート・ローン、新株予約権などの権利が付与された債券、債務証券の保有に関連して発行される株式などへ投資を行なう場合があります。

（２）投資態度

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行いません。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

6 ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールドボンドマザーファンドへの投資を通じて、米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールドボンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券を実質的な主要投資対象とします。

新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カンントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

（２）投資態度

投資する債券については、ファンド全体の加重平均格付をBB格相当以下とすることを基本とします。

マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、銘柄分散に配慮し、ポートフォリオの構築を行なうことを基本とします。

先進国のハイ・イールド債券および新興国の債券等への投資配分比率を投資環境に応じて変更し、高水準のインカムゲインの確保と多様な投資機会の追求を図ります。

投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・米国ドル建のハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。
- ・米国ドル建以外の債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

7 ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース） をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成21年10月8日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜年0.65%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

実質的に投資する債券は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

銘柄の選定にあたっては、個別発行体の財務状況、業績動向等のファンダメンタルズ等を踏まえたクレジット分析に基づき、相対的に投資魅力度の高い銘柄を選定することを基本とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、マクロ経済分析等により、金利動向、投資環境の変化等を捉え、業種配分、格付別配分などポートフォリオ全体のリスク特性の調整を適宜行ないます。

同一発行体の発行するハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー（Columbia Management Investment Advisors, LLC）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

8 ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてユーロ建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年4月14日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエストエルピー メロン アセット マネジメントKAG

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

ユーロ建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。

（２）投資態度

主としてユーロ建のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。

投資する事業債は、主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、主としてボトムアップアプローチに基づき、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析ならびに計量的手法を活用したポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を図ります。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を目指します。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産のうち、ユーロ建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ユーロ建以外の外貨建資産については、当該資産をユーロに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マザーファンドの運用に当たっては、ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG（WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH）に海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

約款変更に伴い、平成22年12月24日以降、以下の内容に変更となる予定です。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

9 ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（現地通貨ベース）を委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、債券に直接投資する場合もあります。

（B）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド は、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析および相対価値分析等に基づきポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を目指します。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を図ります。

マザーファンドにおける同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンドにおいては、外貨建資産の通貨配分にかかわらず、為替予約取引等を活用し、外貨建資産の実質的な通貨配分については、原則として、欧州の高利回り事業債市場を代表するインデックスの通貨配分と同程度とすることを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

10 JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り社債に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス(円ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「JPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.672%(税抜0.64%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建ての高利回り社債（下記(2) および に掲げる社債をいいます。）を実質的な主要投資対象とします。

上記 の社債のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限として、BBB-格（スタンダード＆プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）以上の社債に投資する場合があります。（各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、下位の格付けにより判断します。以下同じ。）

（２）投資態度

安定的かつ高水準の配当等収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

実質的な主要投資対象とする社債の格付けは、BBB-格（スタンダード＆プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）未満とします。

上記 にかかわらず、上記 の格付機関のいずれからも格付けを得ていない社債であっても、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、上記 に掲げる社債と同等であると判断したものに投資する場合があります、当該社債も主要投資対象に含めます。

保有する社債の格付けが変更され、上記 の基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により保有し続ける場合があります。ただし、当該社債は、上記(1) に掲げる社債とみなし、その投資割合の制限に従います。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

11 フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成16年7月26日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.95025%（税抜年0.905%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的に主要な投資対象とします。

（２）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

ハイ・イールド・ボンドを中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。

格付に関しては、主に、Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（スタンダード・アンド・プアーズ社）以下の格付の事業債に投資を行ない、一部、格付を持たない債券や、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドを組み入れることもあります。

銘柄選別に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、フィデリティのアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

ハイ・イールド・ボンドの実質組入率は原則として高くします。
実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）主な投資制限

ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

12 パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるパインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に投資を行ない、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ベース）は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.525%（税抜年0.50%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ハイ・イールド・ボンドの実質組入比率は、原則として高位を維持します。

実質組入対象とするハイ・イールド・ボンドは、主に、BB格（スタンダード・アンド・プアーズ社）以下またはBa格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以下の格付けを取得している銘柄とします。なお、上記を上回る格付けを取得している銘柄、格付けを取得していない銘柄を組入れることもあります。

ポートフォリオの構築にあたっては、独自の信用リスク分析に加え、発行体の収益動向、バリュエーションなど各種分析を通じて、割安と判断される銘柄を選定するとともに、銘柄分散、業種分散に配慮して運用を行ないます。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーにマザーファンドの外貨建資産の運用に関する権限を委託します。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。

同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

13 モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープンFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるモルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および政府機関債等を実質的に投資を行い、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）をベンチマークとします。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成20年2月26日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.777%（税抜0.74%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、監査報酬、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

新興国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として新興国の現地通貨建の国債および政府機関債等を実質的に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドのベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）とします。

国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。

新興国の国債および政府機関債等のほか、新興国の企業が発行する債券に実質的に投資することがあります。また、新興国の発行体の債券の価値や指数の収益率を反映する債券に実質的に投資することがあります。

マザーファンドの運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）に委託します。

実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。なお、マザーファンドにおいて、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券についてその建値以外の通貨（円以外）に対して為替ヘッジを行うことがあります。

市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への実質投資は転換社債の転換等により取得する場合に限ります。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、基準価額の水準および分配原資の水準等を考慮して決定します。但し、分配対象額が少額等の場合は、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

14 MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等に実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍契約型外国投資信託です。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）をベンチマークとします。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、独自に円換算したものです。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX）S.A.
保管受託銀行、管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ S.A.

（Ｄ）管理報酬等

（１）投資顧問報酬

投資顧問会社は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.64%の金額を投資顧問報酬として、ファンドから毎月受領します。

（２）その他費用

ファンドは、受託会社の管理報酬、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、法律関係の費用、設立費用、監査費用等を負担します。その総額は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.30%の金額を上限とします。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行います。

ベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）とします。

国別配分と通貨配分を主な超過収益の源泉とします。国別配分においては、投資対象国のマクロ経済、政治情勢等の綿密なファンダメンタルズ分析を基に、投資戦略を決定します。

通貨配分においては、債券の国別配分とは別に、市場動向を注視・分析の上、配分を決定します。

実質外貨建資産について、原則、円貨に対する為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

有価証券（現物に限ります。）の空売りは、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額の30%以内とします。

資金の借入れは、純資産総額の10%以内とします。

（４）収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

■ベンチマークについて■

指定投資信託証券のベンチマークは、各インデックスの円換算ベースの指数（各委託会社が日々の為替レートに乗じて円換算した指数を含む）とします。

MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスは、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

UBSオーストラリア債券インデックス（UBS Australian All Maturities Composite Bond Index）は、UBS AGが管理・公表している、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としたインデックスです。UBSオーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利はUBS AGに帰属しております。

パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch Euro High Yield Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、ユーロ建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（JP Morgan GBI-EM Global Diversified）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

■ 指定投資信託証券の委託会社等について ■

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月 1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成 9年（1997年）10月 1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジ メント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月 1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年） 6月27日	委員会等設置会社へ移行

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に變更
平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に變更
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に變更

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年（1971年）	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
昭和60年（1985年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成2年（1990年）	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年（1995年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
平成13年（2001年）	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年（2006年）	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成20年（2008年）	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

フィデリティ投信株式会社

昭和61年（1986年）	フィデリティ投資顧問株式会社設立
昭和62年（1987年）	投資顧問業登録
同年	投資一任業務の認可取得
平成7年（1995年）	社名をフィデリティ投信株式会社に變更
同年	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
平成19年（2007年）	金融商品取引業者として登録

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

昭和61年（1986年）11月	エーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立
昭和62年（1987年）1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更
平成9年（1997年）2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更
平成13年（2001年）7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更
平成20年（2008年）4月	AIGインベストメンツ株式会社に名称変更
平成21年（2009年）12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

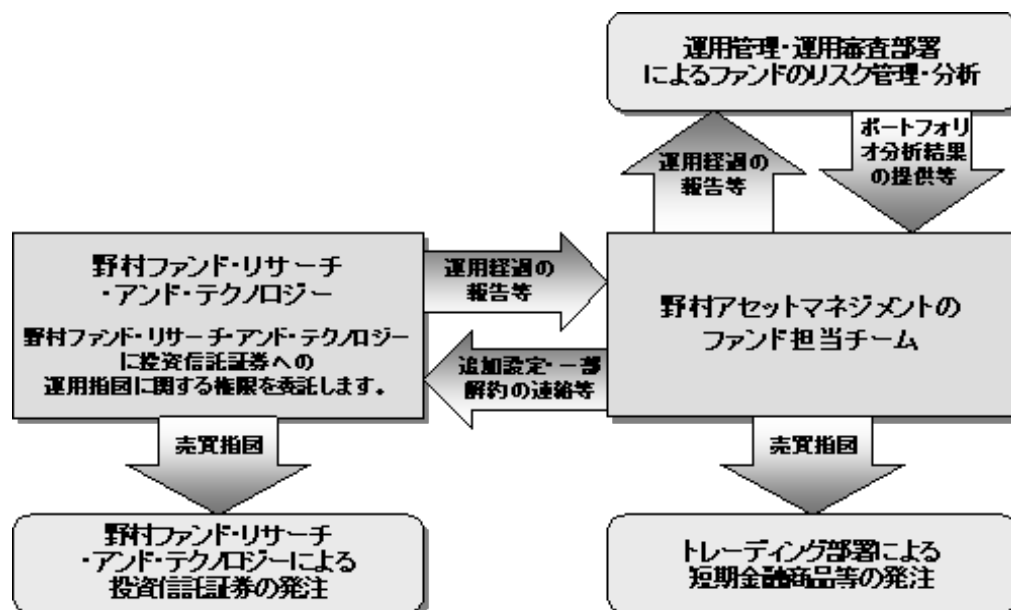
昭和62年2月10日	モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立
昭和62年3月31日	投資顧問業登録
昭和62年9月9日	投資一任業務認可
平成7年8月1日	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号変更
平成7年9月14日	投資信託委託業の免許取得
平成22年7月5日	事業の一部をインベスコ投信投資顧問株式会社に譲渡

MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.

2000年6月20日	ルクセンブルグにおけるファンド運用会社として「MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.」設立、登記。
------------	---

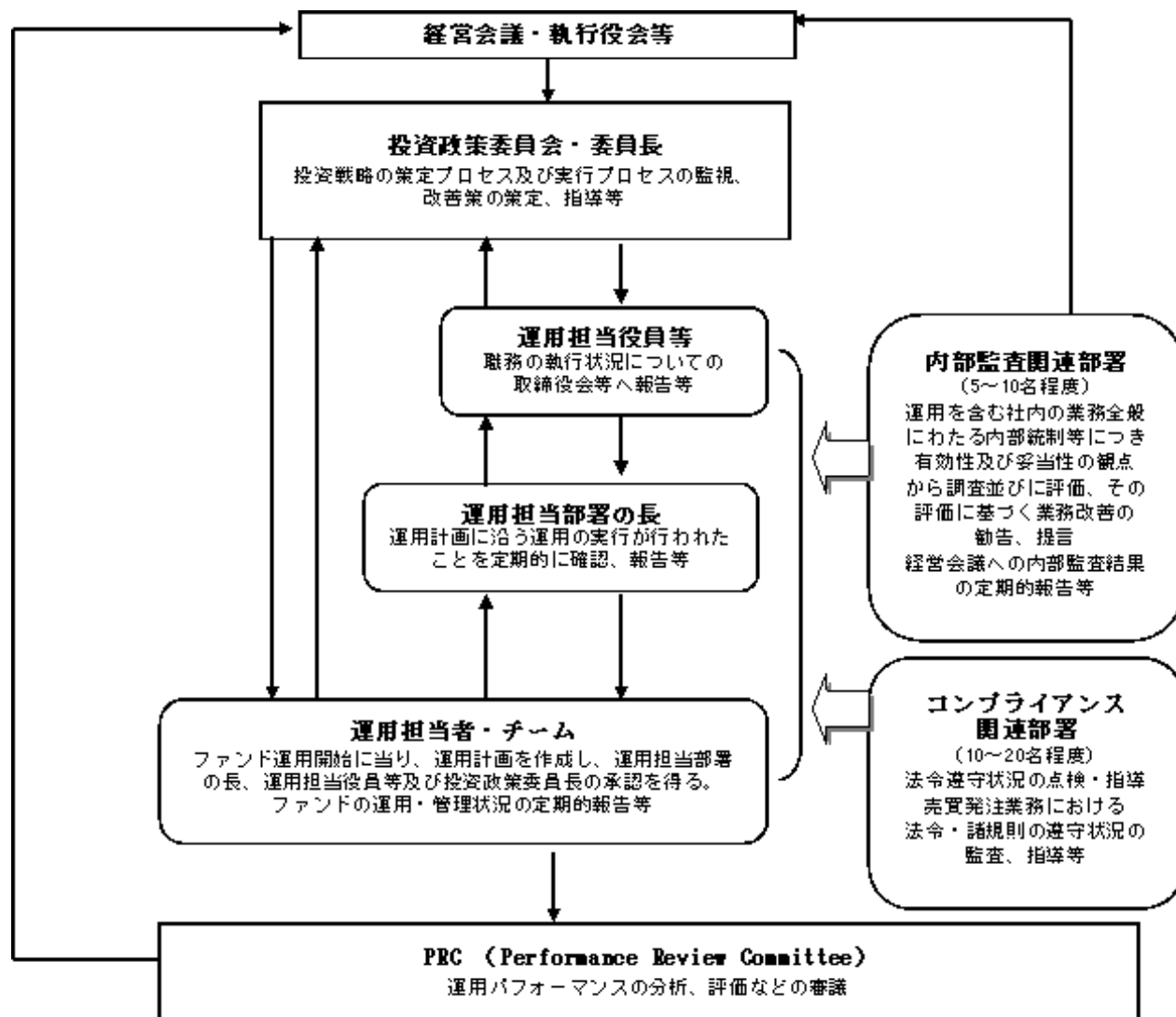
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成22年11月5日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年6回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

直接投資する外貨建資産への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

為替予約取引の利用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第20条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第23条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ(約款第31条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

■主な変動要因■

[株価変動リスク]

ファンドは、株式を実質的な投資対象とする投資信託証券への配分比率を信託財産の純資産総額の概ね50%程度とすることを基本としますので、株価変動等の影響を受けます。

[金利変動リスク]

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは、公社債を実質的な投資対象とする投資信託証券への配分比率を信託財産の純資産総額の概ね50%程度とすることを基本としますので、金利変動の影響を受けます。

[信用リスク(クレジットリスク)]

投資対象とする投資信託証券が実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。特に、ハイ・イールド債や新興国債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

[為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち、世界の株式に実質的に投資する投資信託証券および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行わないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本としますので、為替変動の影響を大きく受けます。特に、新興国現地通貨については、先進国通貨に比べて為替変動に係るリスクがより高いものになると想定されます。

[カントリーリスク]

投資対象とする一部の投資信託証券が実質的に投資する新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場、債券市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により株式市場、債券市場や為替市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

■その他の変動要因■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

投資対象とする投資信託証券が実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性

があります。

ファンドの分配金は、前記の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場、債券市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により株式市場、債券市場や為替市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

掲載している資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、中長期的な資産クラス・種別間のリターン・リスク関係、市場構造、新たな資産クラスや種別の登場等を考慮し、当ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。また、将来的に、新たな資産クラス・種別を投資対象とする投資信託証券が指定投資信託証券として指定されること等により、上記の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用を行なうものがあります。これらの投資信託証券が投資対象とするマザーファンドやファンドが投資するマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、これらの投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託者（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託者の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託者と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、一部の外国籍投資信託証券を除くファンドにおいて、委託者（運用の権限委託先を含みます。）が各投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドが投資する投資信託証券の基準価額は、一般的な投資信託と同様に原則として当日のわが国の証券市場の値動きを反映して毎営業日計算されます（外国の証券等については、通常、時差の関係から前日の終値等取得できる直近の値動きを反映して計算されます。）。

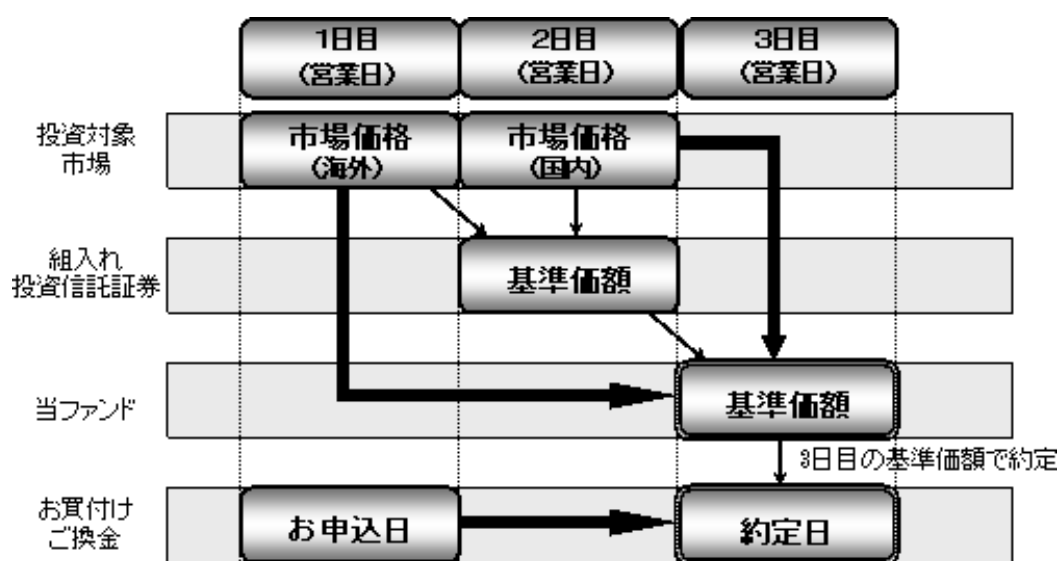
ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、国内資産や外国資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

例えば、国内市場の本日の値動きが組入投資信託証券の基準価額に反映されるのは当該日であり、翌営業日にファンドの基準価額に反映されます（外国の有価証券に関する日本と同日付の現地での値動きが組入投資信託証券の基準価額に反映されるのは、時差の関係等から当該日の翌営業日となり、翌々営業日にファンドの基準価額に反映されます。）。

なお、買付および換金の申込の場合の約定価額の基準日については、通常の投資信託に用いる約定価額の基準日より1営業日後にずらすことによって、一般的な投資信託と実質的に同様の市場価

格を反映する基準日となるよう調整しております。

< 基準価額の算出イメージ図 >



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として海外市場はお申込日(1日目)、国内市場はお申込の翌営業日(2日目)の市場価格を反映したものと

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式・公社債など値動きのある証券に実質的に投資します（また、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に実質的に投資を行なう場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

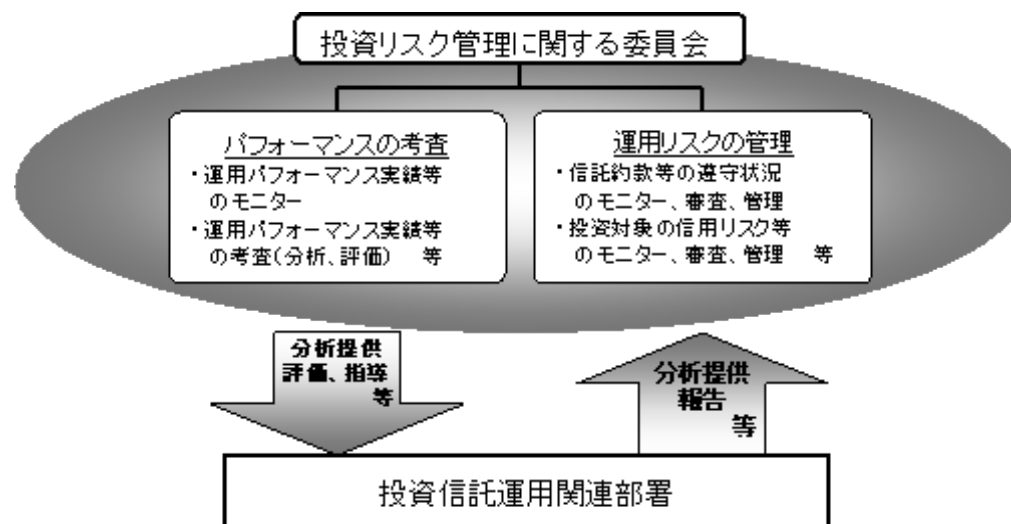
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成22年11月5日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.15%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の86.1(税抜年10,000分の82)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

< 純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年10,000分の36	年10,000分の43	年10,000分の3
500億円超の部分	年10,000分の37	年10,000分の43	年10,000分の2

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

投資顧問会社（NFR&T）が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年2月および8月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.22%
500億円超の部分	年0.21%

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

■（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬■

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）	
世界好配当株投信FD	0.567%	（税抜0.54%）
BNYメロン・グローバル高配当株式ファンドFD	0.672%	（税抜0.64%）
ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD	0.5775%	（税抜0.55%）
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	0.2625%	（税抜0.25%）
野村米国好利回り社債投信FD	0.9975%	（税抜0.95%）
ノムラ - ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.84%	（税抜0.80%）
ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.6825%	（税抜0.65%）
ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD	0.9975%	（税抜0.95%）
ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンドファ ンドFD	0.9975%	（税抜0.95%）
JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD	0.672%	（税抜0.64%）
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD	0.95025%	（税抜0.905%）
パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD	0.525%	（税抜0.50%）
モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープン FD	0.777%	（税抜0.74%）
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券 ファンド FD	0.94%以内	

上記の信託報酬率は、平成22年11月5日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
年1.55% ± 0.10%程度

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成22年11月5日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4)【その他の費用】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

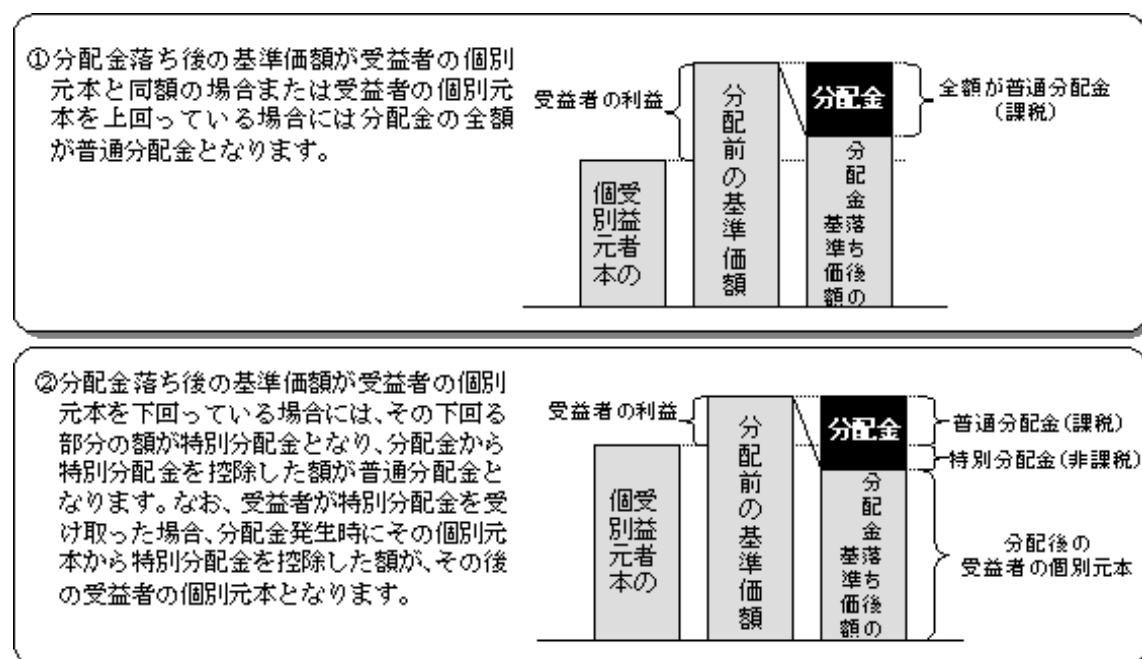
■個別元本について■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%（税抜3.0%）以内	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.25%	—

基準価額に、3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	—	換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成22年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,390,297,047	85.94
	ルクセンブルグ	371,537,010	13.35
	小計	2,761,834,057	99.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	19,274,302	0.69
合計(純資産総額)		2,781,108,359	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資 信託 受益 証券	世界好配当株投信FD (適格機関投資家専用)	115,457	6,637	766,288,109	6,825	787,994,025	28.33
2	日本	投資 信託 受益 証券	BNYメロン・グローバル 高配当株式ファンド FD (適格機関投資家専用)	103,174	5,700	588,091,800	5,873	605,940,902	21.78
3	ルク セン ブル グ	投資 信託 受益 証券	MFS インベストメント ・ファンズ - 新興国現地通貨建債券 ファンド FD	35,334	10,403	367,579,602	10,515	371,537,010	13.35
4	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラ - AMP豪州債券 ファンドFD (適格機関投資家専用)	26,959	7,846	211,520,314	8,271	222,977,889	8.01
5	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラ - スレッドニー ドル欧州ハイ・イール ド bond ファンドFD(適 格機関投資家専用)	25,360	6,296	159,666,560	6,694	169,759,840	6.10
6	日本	投資 信託 受益 証券	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券 オープン FD(適格機関 投資家専用)	21,029	7,648	160,829,792	7,681	161,523,749	5.80

7	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD（適 格機関投資家専用）	16,885	6,218	104,990,930	6,580	111,103,300	3.99
8	日本	投資 信託 受益 証券	野村豪州債券カレン シー・アルファ・ファ ンドFD （適格機関投資家専 用）	4,694	13,349	62,660,206	13,990	65,669,060	2.36
9	日本	投資 信託 受益 証券	JPM・USハイイールド ・ボンド・ファンドFD （適格機関投資家専 用）	7,964	6,575	52,363,300	6,584	52,434,976	1.88
10	日本	投資 信託 受益 証券	フィデリティ・USハイ ・イールド・ファンド FD （適格機関投資家専 用）	7,273	7,066	51,391,018	7,065	51,383,745	1.84
11	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラ - ルーミス・セ イレズ米国ハイ・イ ールド ボンド ファンドFD（適 格機関投資家専用）	5,903	8,677	51,220,331	8,697	51,338,391	1.84
12	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラ - リバーソース 米国ハイ・イールド ボ ンド ファンドFD（適格機関 投資家専用）	4,756	9,680	46,038,080	9,698	46,123,688	1.65
13	日本	投資 信託 受益 証券	野村米国好利回り社債 投信FD （適格機関投資家専 用）	6,776	6,537	44,294,712	6,535	44,281,160	1.59
14	日本	投資 信託 受益 証券	パインブリッジ米国ハ イ・イールド・ボンド ファンドFD（適格機関 投資家専用）	3,142	6,281	19,734,902	6,291	19,766,322	0.71

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.30
合計		99.30

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	2008年2月27日～2008年8月20日	11,595	11,688	0.9884	0.9964
第2特定期間	2008年8月21日～2009年2月20日	5,609	5,669	0.5613	0.5673
第3特定期間	2009年2月21日～2009年8月20日	5,088	5,131	0.7132	0.7192
第4特定期間	2009年8月21日～2010年2月22日	3,893	3,924	0.7360	0.7420
第5特定期間	2010年2月23日～2010年8月20日	2,876	2,901	0.6997	0.7057
	2009年9月末日	4,990	—	0.7275	—
	10月末日	4,770	—	0.7284	—
	11月末日	4,426	—	0.7185	—
	12月末日	4,528	—	0.7578	—
	2010年1月末日	4,041	—	0.7348	—
	2月末日	3,805	—	0.7252	—
	3月末日	3,940	—	0.7715	—
	4月末日	3,712	—	0.7739	—
	5月末日	3,291	—	0.7052	—
	6月末日	3,119	—	0.6963	—
	7月末日	3,032	—	0.7147	—
	8月末日	2,810	—	0.6932	—
	9月末日	2,781	—	0.7217	—

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2008年2月27日～2008年8月20日	0.0160 円
第2特定期間	2008年8月21日～2009年2月20日	0.0220 円
第3特定期間	2009年2月21日～2009年8月20日	0.0180 円
第4特定期間	2009年8月21日～2010年2月22日	0.0180 円
第5特定期間	2010年2月23日～2010年8月20日	0.0180 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2008年2月27日～2008年8月20日	0.4 %
第2特定期間	2008年8月21日～2009年2月20日	41.0 %
第3特定期間	2009年2月21日～2009年8月20日	30.3 %
第4特定期間	2009年8月21日～2010年2月22日	5.7 %
第5特定期間	2010年2月23日～2010年8月20日	2.5 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2008年2月27日～2008年8月20日	12,292,688,608	561,195,632	11,731,492,976
第2特定期間	2008年8月21日～2009年2月20日	289,723,437	2,028,196,008	9,993,020,405
第3特定期間	2009年2月21日～2009年8月20日	243,750,707	3,101,997,620	7,134,773,492
第4特定期間	2009年8月21日～2010年2月22日	92,898,940	1,938,084,698	5,289,587,734
第5特定期間	2010年2月23日～2010年8月20日	61,550,230	1,240,514,322	4,110,623,642

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得の申込みはできません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

- ()取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関

への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)まで に、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

1日1件5億円を超える換金の場合には午前11時（平日営業日は午前9時30分）までとします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

手取り額は、一部解約申込日の翌々営業日の基準価額から、()信託財産留保額（1万口につき基準価額の0.25%）、および()所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（1万口につき基準価額に0.25%を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(平日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初

の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成20年2月27日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月21日から4月20日まで、4月21日から6月20日まで、6月21日から8月20日まで、8月21日から10月20日まで、10月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年2月20日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。ただし、最終計算期間は下記「(5)その他(a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ()上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、毎年2月、8月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

(d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年2月、8月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ()委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ()上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとし、
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更等」()に規定する書面に付記します。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手續

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

■ 換金（解約）の単位 ■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位）で換金できます。

■ 換金（解約）代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

野村世界好分散投信

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成21年8月21日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期(平成22年2月23日から平成22年8月20日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期(平成21年8月21日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成22年2月23日から平成22年8月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成21年8月21日から平成22年2月22日まで)および当期(平成22年2月23日から平成22年8月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成22年 2月22日現在	当期 平成22年 8月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,662,107	44,784,667
投資信託受益証券	3,871,659,732	2,863,058,564
未収入金	31,621,081	22,140,150
未収利息	165	124
流動資産合計	3,959,943,085	2,929,983,505
資産合計	3,959,943,085	2,929,983,505
負債の部		
流動負債		
未払金	3,620,945	-
未払収益分配金	31,737,526	24,663,741
未払解約金	24,980,173	24,649,607
未払受託者報酬	231,728	157,738
未払委託者報酬	6,102,175	4,153,791
その他未払費用	23,153	15,752
流動負債合計	66,695,700	53,640,629
負債合計	66,695,700	53,640,629
純資産の部		
元本等		
元本	5,289,587,734	4,110,623,642
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,396,340,349	1,234,280,766
（分配準備積立金）	262,957,378	223,899,374
元本等合計	3,893,247,385	2,876,342,876
純資産合計	3,893,247,385	2,876,342,876
負債純資産合計	3,959,943,085	2,929,983,505

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成21年 8月21日 至平成22年 2月22日	当期 自平成22年 2月23日 至平成22年 8月20日
営業収益		
受取配当金	147,320,482	120,618,536
受取利息	29,776	18,943
有価証券売買等損益	154,162,966	176,329,479
その他収益	20,166	-
営業収益合計	301,533,390	55,692,000
営業費用		
受託者報酬	747,024	534,919
委託者報酬	19,671,635	14,086,137
その他費用	74,638	53,432
営業費用合計	20,493,297	14,674,488
営業利益	281,040,093	70,366,488
経常利益	281,040,093	70,366,488
当期純利益	281,040,093	70,366,488
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	21,648,746	1,896,065
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,046,219,320	1,396,340,349
剰余金増加額又は欠損金減少額	523,090,962	327,854,888
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	523,090,962	327,854,888
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,610,475	15,912,552
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,610,475	15,912,552
分配金	107,992,863	81,412,330
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,396,340,349	1,234,280,766

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日	当期 自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成21年8月21日から平成22年2月22日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成22年2月23日から平成22年8月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成22年2月22日現在	当期 平成22年8月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 5,289,587,734 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 4,110,623,642 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,396,340,349 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,234,280,766 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7360 円 (10,000口当たり純資産額 7,360 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6997 円 (10,000口当たり純資産額 6,997 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日	当期 自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 5,210,121 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 3,729,812 円

2 分配金の計算過程

平成21年8月21日から平成21年10月20日まで
当該期末における分配対象金額379,635,712円(10,000口当たり569円)のうち、39,998,482円(10,000口当たり60円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	52,257,620円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	18,922,160円
分配準備積立金額	D	308,455,932円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	379,635,712円
当ファンドの期末残存口数	F	6,666,413,726口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	569円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	39,998,482円

平成21年10月21日から平成21年12月21日まで
当該期末における分配対象金額344,054,913円(10,000口当たり569円)のうち、36,256,855円(10,000口当たり60円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,139,286円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	18,276,836円
分配準備積立金額	D	290,638,791円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	344,054,913円
当ファンドの期末残存口数	F	6,042,809,325口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	569円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	36,256,855円

平成21年12月22日から平成22年2月22日まで
当該期末における分配対象金額312,224,313円(10,000口当たり590円)のうち、31,737,526円(10,000口当たり60円)を分配金額としております。

2 分配金の計算過程

平成22年 2月23日から平成22年 4月20日まで
当該期末における分配対象金額307,113,927円(10,000口当たり629円)のうち、29,263,551円(10,000口当たり60円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	47,979,475円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,205,669円
分配準備積立金額	D	241,928,783円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	307,113,927円
当ファンドの期末残存口数	F	4,877,258,533口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	629円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	29,263,551円

平成22年 4月21日から平成22年 6月21日まで
当該期末における分配対象金額295,386,657円(10,000口当たり644円)のうち、27,485,038円(10,000口当たり60円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,923,163円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,190,207円
分配準備積立金額	D	244,273,287円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	295,386,657円
当ファンドの期末残存口数	F	4,580,839,716口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	644円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	27,485,038円

平成22年 6月22日から平成22年 8月20日まで
当該期末における分配対象金額264,913,273円(10,000口当たり644円)のうち、24,663,741円(10,000口当たり60円)を分配金額としております。

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,910,224円	費用控除後の配当等収益額	A	23,771,713円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,529,409円	収益調整金額	C	16,350,158円
分配準備積立金額	D	252,784,680円	分配準備積立金額	D	224,791,402円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	312,224,313円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	264,913,273円
当ファンドの期末残存口数	F	5,289,587,734口	当ファンドの期末残存口数	F	4,110,623,642口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	590円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	644円
10,000口当たり分配金額	H	60円	10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	31,737,526円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	24,663,741円

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日	当期 自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日
—	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3 金融商品に係るリスク管理体制

	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
--	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成22年2月22日現在	当期 平成22年8月20日現在
—	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 ○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日	当期 自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	
---	--

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日		当期 自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日	
期首元本額	7,134,773,492 円	期首元本額	5,289,587,734 円
期中追加設定元本額	92,898,940 円	期中追加設定元本額	61,550,230 円
期中一部解約元本額	1,938,084,698 円	期中一部解約元本額	1,240,514,322 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	3,871,659,732	30,587,838
合計	3,871,659,732	30,587,838

売買目的有価証券

種類	当期 自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日	
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	51,839,196	
合計	51,839,196	

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日)

該当事項はございません。

当期(自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成22年8月20日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年8月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンドFD (適格機関投資家専用)		53,927,712	
	ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンドオープン FD (適格機関投資家専用)		122,121,520	
	ノムラ - AMP 豪州債券ファンドFD (適格機関投 資家専用)		212,265,684	
	ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールドボ ンドファンドFD (適格機関投資家専用)		160,969,832	
	野村米国好利回り社債投信FD (適格機関投資家専 用)		46,536,903	
	JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)		54,519,900	
	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファ ンドFD (適格機関投資家専用)		21,104,160	
	世界好配当株投信FD (適格機関投資家専用)		813,105,507	
	BNY メロン・グローバル高配当株式ファンドFD (適格機関投資家専用)		624,987,900	
	モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オー プン FD (適格機関投資家専用)		177,227,104	
	ノムラ - ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンドファンドFD (適格機関投資家専用)		56,279,022	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)		71,136,821	
	ノムラ - リバーソース米国ハイ・イールドボンド ファンドFD (適格機関投資家専用)		48,225,760	
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通 貨建債券ファンド FD		400,650,739	

投資信託受 益証券計	銘柄数：14		2,863,058,564	
	組入時価比率：99.5%		100%	
合計			2,863,058,564	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年9月30日現在

資産総額	2,791,570,168	円
負債総額	10,461,809	円
純資産総額(-)	2,781,108,359	円
発行済口数	3,853,807,581	口
1口当たり純資産額(/)	0.7217	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間にける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

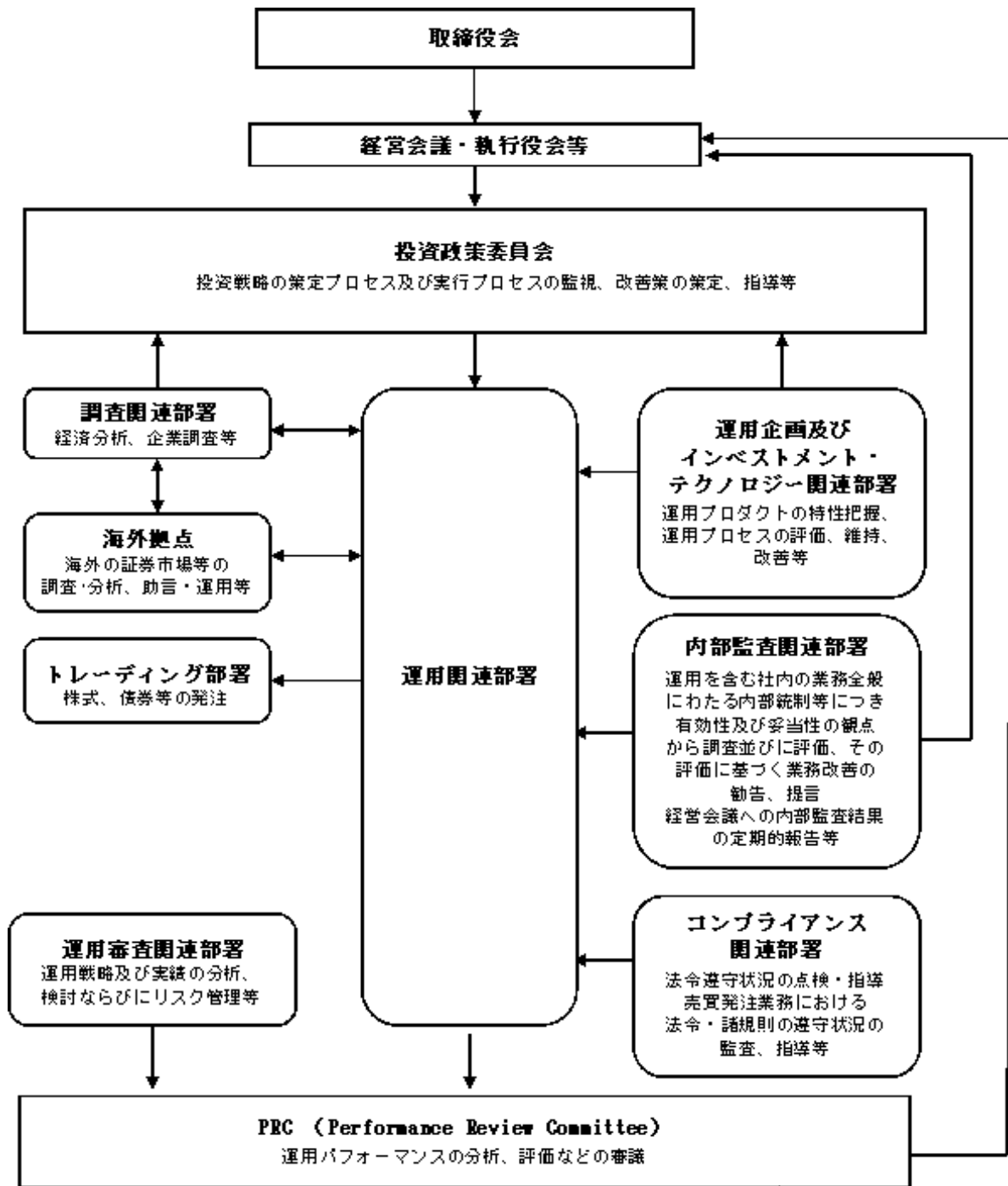
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	665	9,131,948
単位型株式投資信託	22	233,303
追加型公社債投資信託	19	4,523,644
単位型公社債投資信託	0	0
合計	706	13,888,895

3 【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第50期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第51期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成21年 3月31日)		当事業年度 (平成22年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			560		520
金銭の信託			34,551		38,530
有価証券			3,400		5,100
短期貸付金			592		126
前払金			43		0
前払費用			17		47
未収入金			84		79
未収委託者報酬			7,489		9,756
未収収益			1,629		2,645
未収法人税等			498		-
繰延税金資産			879		1,513
その他			807		143
貸倒引当金			4		6
流動資産計			50,549		58,457
固定資産					
有形固定資産			2,183		1,729
建物	2	710		635	
器具備品	2	1,472		1,094	
無形固定資産			12,407		11,839
ソフトウェア		12,403		11,836	
電話加入権		2		1	
その他		1		1	
投資その他の資産			28,519		28,988
投資有価証券		10,693		11,614	
関係会社株式		15,743		16,099	
従業員長期貸付金		385		366	
長期差入保証金		39		66	
長期前払費用		19		23	
繰延税金資産		1,256		490	
その他		381		327	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			43,110		42,557
資産合計			93,659		101,014

		前事業年度 (平成21年 3月31日)		当事業年度 (平成22年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			12,000		11,000
預り金			95		95
未払金	1		5,750		6,217
未払収益分配金		5		4	
未払償還金		82		61	
未払手数料		3,275		4,226	
その他未払金		2,387		1,925	
未払費用	1		4,849		7,594
未払法人税等			4		849
前受収益			6		9
賞与引当金			1,080		2,538
その他			4		-
流動負債計			23,790		28,305
固定負債					
退職給付引当金			4,620		4,576
時効後支払損引当金			462		475
その他			642		351
固定負債計			5,724		5,403
負債合計			29,515		33,708
(純資産の部)					
株主資本			61,810		64,074
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			32,900		35,164
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		32,215		34,479	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		7,608		9,872	
評価・換算差額等			2,333		3,231
その他有価証券評価差額金			2,084		3,056
繰延ヘッジ損益			249		175
純資産合計			64,143		67,306
負債・純資産合計			93,659		101,014

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			84,195		76,293
運用受託報酬			8,315		10,576
その他営業収益			27		57
営業収益計			92,537		86,927
営業費用					
支払手数料			39,122		35,199
広告宣伝費			1,438		1,155
公告費			2		0
受益証券発行費			34		10
調査費			21,176		20,998
調査費		1,643		1,394	
委託調査費		19,532		19,603	
委託計算費			790		883
営業雑経費			2,709		2,493
通信費		208		222	
印刷費		1,382		1,293	
協会費		87		71	
諸経費		1,031		905	
営業費用計			65,272		60,740
一般管理費					
給料			8,863		9,912
役員報酬	2	329		388	
給料・手当		6,507		6,740	
賞与		2,025		2,784	
交際費			168		153
旅費交通費			557		458
租税公課			443		206
不動産賃借料			1,559		1,464
退職給付費用			1,124		1,116
固定資産減価償却費			3,288		4,630
諸経費			6,448		6,529
一般管理費計			22,452		24,471
営業利益			4,812		1,715

		前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	8,013		3,698	
収益分配金		225		6	
受取利息		32		5	
金銭の信託運用益		-		2,385	
デリバティブ利益		858		-	
為替差益		-		45	
その他		192		283	
営業外収益計			9,322		6,424
営業外費用					
支払利息	1	175		98	
金銭の信託運用損		1,212		-	
為替差損		133		-	
時効後支払損引当金繰入額		97		37	
その他		53		53	
営業外費用計			1,671		189
経常利益			12,463		7,950
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,085		72	
株式報酬受入益		299		226	
リース資産買取差益		2		-	
特別利益計			1,387		299
特別損失					
投資有価証券等売却損		1,471		60	
投資有価証券等評価損		5		70	
固定資産除却損	3	405		16	
退職給付制度移行損失		118		-	
システム利用契約解約違約金		-		63	
特別損失計			2,001		210
税引前当期純利益			11,849		8,039
法人税、住民税及び事業税			2,893		2,662
法人税等調整額			2,334		492
当期純利益			6,621		5,869

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	11,000	-
当期変動額合計	11,000	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	16,512	7,608
当期変動額		
別途積立金の取崩	11,000	-
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	8,904	2,264

当期末残高	7,608	9,872
利益剰余金合計		
前期末残高	52,804	32,900
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	19,904	2,264
当期末残高	32,900	35,164
株主資本合計		
前期末残高	81,714	61,810
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	19,904	2,264
当期末残高	61,810	64,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,124	2,084
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,040	971
当期変動額合計	3,040	971
当期末残高	2,084	3,056
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	250	249
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	499	73
当期変動額合計	499	73
当期末残高	249	175
評価・換算差額等合計		
前期末残高	4,874	2,333
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,541	898
当期変動額合計	2,541	898
当期末残高	2,333	3,231
純資産合計		
前期末残高	86,589	64,143
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,541	898
当期変動額合計	22,445	3,162

当期末残高	64,143	67,306
-------	--------	--------

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)																
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先に対する債権3百万円については、債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。 (2) 賞与引当金 (同左)	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6 . リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7 . ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8 . 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9 . 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 (同左) (4) 時効後支払損引当金 (同左) 6 . リース取引の処理方法 (同左) 7 . ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8 . 消費税等の会計処理方法 (同左) 9 . 連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
(リース取引の処理方法) 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会)を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会)第79項により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。	—————
—————	(退職給付の処理方法) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年 7 月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

[追加情報]

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年 1 月 1 日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損失118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。	—————
—————	(耐用年数の変更) 当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。 この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円減少しております。
—————	(賞与制度の改定) 従業員の賞与につきましては従来 6 月及び12月の年 2 回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月 1 日から 3 月末日までに対応する金額を計上しておりましたが、制度改定により年 1 回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が 4 月 1 日から 3 月末日までに対応する金額を計上しております。

[注記事項]
貸借対照表関係

前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれてい るものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれてい るものは、次のとおりであります。
未払金 2,119百万円	未払金 1,655百万円
未払費用 585	未払費用 1,017
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 295百万円	建物 369百万円
器具備品 964	器具備品 1,647
合計 1,260	合計 2,017

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するも のは、次のとおりであります。	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するも のは、次のとおりであります。
受取配当金 7,864百万円	受取配当金 3,542百万円
支払利息 175	支払利息 98
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損	3. 固定資産除却損
器具備品 0百万円	建物 7百万円
ソフトウェア 405	器具備品 5
合計 405	ソフトウェア 4
	合計 16

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

1 株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年 3 月31日

効力発生日 平成20年 6 月 2 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 700円

基準日 平成21年 3 月31日

効力発生日 平成21年 6 月 1 日

当事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

1 株当たり配当額 700円

基準日 平成21年 3 月31日

効力発生日 平成21年 6 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年 5 月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 700円

基準日 平成22年 3 月31日

効力発生日 平成22年 6 月 1 日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																				
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4.固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,343百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>980</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>363</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>180百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>195</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>375</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>296百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>276</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>14</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。		器具備品	取得価額相当額	1,343百万円	減価償却累計額相当額	980	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	363	1年以内	180百万円	1年超	195	合計	375	支払リース料	296百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	276	支払利息相当額	14	減損損失	-	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>603百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>415</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>188</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>99百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>96</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>195</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>187百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>175</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>7</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 (同左) 利息相当額の算定方法 (同左)		器具備品	取得価額相当額	603百万円	減価償却累計額相当額	415	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	188	1年以内	99百万円	1年超	96	合計	195	支払リース料	187百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	175	支払利息相当額	7	減損損失	-
	器具備品																																																				
取得価額相当額	1,343百万円																																																				
減価償却累計額相当額	980																																																				
減損損失累計額相当額	-																																																				
期末残高相当額	363																																																				
1年以内	180百万円																																																				
1年超	195																																																				
合計	375																																																				
支払リース料	296百万円																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																				
減価償却費相当額	276																																																				
支払利息相当額	14																																																				
減損損失	-																																																				
	器具備品																																																				
取得価額相当額	603百万円																																																				
減価償却累計額相当額	415																																																				
減損損失累計額相当額	-																																																				
期末残高相当額	188																																																				
1年以内	99百万円																																																				
1年超	96																																																				
合計	195																																																				
支払リース料	187百万円																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																				
減価償却費相当額	175																																																				
支払利息相当額	7																																																				
減損損失	-																																																				

２．オペレーティング・リース取引		２．オペレーティング・リース取引	
未経過リース料		未経過リース料	
１年以内	6百万円	１年以内	5百万円
１年超	3	１年超	3
合計	9	合計	8

金融商品関係

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	520	520	-
(2)金銭の信託	38,530	38,530	-
(3)短期貸付金	126	126	-
(4)未収委託者報酬	9,756	9,756	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	15,890	15,890	-
(6)関係会社株式	3,064	92,414	89,350
資産計	67,888	157,238	89,350
(7)関係会社短期借入金	11,000	11,000	-
(8)未払金	6,217	6,217	-
(9)未払費用	7,594	7,594	-
(10)未払法人税等	849	849	-
負債計	25,662	25,662	-
(11)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	86	86	-
デリバティブ取引計	86	86	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(１) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(２) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

其他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額

によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	519	-	-	-
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）

1．売買目的有価証券(平成21年 3 月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年 3 月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成21年 3 月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	66,382	63,318

４．その他有価証券で時価のあるもの(平成21年３月31日)

区分	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-
(3)その他(1)	3,551	3,846	295
小計	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-
(3)その他	2,334	1,833	500
小計	2,334	1,833	500
合計	6,168	9,701	3,532

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日
売却額	11,200百万円
売却益の合計額	1,085百万円
売却損の合計額	1,471百万円

６．時価評価されていない主な有価証券(上記２．及び３．を除く)

区分	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券	
譲渡性預金	3,400
非上場株式	992
合計	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	4,411
関連会社株式	8,267
合計	12,679

７．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成21年３月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
１．債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
２．その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成22年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成22年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	92,414	89,350
合計	3,064	92,414	89,350

４．その他有価証券(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,656	282	5,373
投資信託(１)	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,031	2,326	295
譲渡性預金	5,100	5,100	-
小計	7,131	7,426	295
合計	15,890	10,710	5,179

- (１) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38	-	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）

１．取引の状況に関する事項

（１）取引の内容及び利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物

ヘッジ対象 - 投資有価証券

ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

（２）取引に対する取組方針

デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

（３）取引に係るリスクの内容

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。

（４）取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。

２．取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額の うち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	-	17	先物為替相場によっている
合 計			3,082	-	17	

（２）株式関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額の うち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	株価指数先物 取引	投資信託	967	-	68	取引所の価格によっている
合 計			967	-	68	

退職給付関係

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,620
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

当事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成22年 3 月31日)

イ. 退職給付債務	12,427百万円
ロ. 年金資産	6,488
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	5,938
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,015
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	653
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,576
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,576

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

イ. 勤務費用	524百万円
ロ. 利息費用	247
ハ. 期待運用収益	136
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	357
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	952
チ. その他(注)	163
計	1,116

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成21年3月31日)		当事業年度末 (平成22年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	1,894	退職給付引当金	1,876
所有株式税務簿価通算差異	884	賞与引当金	1,040
投資有価証券評価減	616	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	510	投資有価証券評価減	614
賞与引当金	442	ゴルフ会員権評価減	510
未払確定拠出年金掛金	328	減価償却超過額	369
タックスヘイブン税制	271	未払確定拠出年金掛金	217
減価償却超過額	262	子会社株式売却損	196
子会社株式売却損	196	時効後支払損引当金	194
時効後支払損引当金	189	その他	268
その他	85	繰延税金資産小計	6,173
繰延税金資産小計	5,682	評価性引当金	1,923
評価性引当金	1,924	繰延税金資産計	4,250
繰延税金資産計	3,757	繰延税金負債	
繰延税金負債		繰延ヘッジ利益	122
繰延ヘッジ利益	173	有価証券評価差額金	2,123
有価証券評価差額金	1,448	繰延税金負債計	2,245
繰延税金負債計	1,621	繰延税金資産(純額)	2,004
繰延税金資産(純額)	2,136		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.2%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	0.1%	タックスヘイブン税制	3.5%
外国税額控除	5.9%	外国税額控除	2.4%
評価性引当金の増減額	16.2%	その他	0.3%
その他	0.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%		

関連当事者情報

前事業年度(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の質貸借等	資金の借入(*1)	228,500	関係会社 短期 借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払（*4）	4,926	未払費用	1,064
---------	----------------------------	---------	-----	-------	---	-------------	------------------------	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

当事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸 借等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	168,000	関係会社 短期 借入金	11,000
							資金の返済	169,000		
							借入金利息 の支払	98	未払費用	3

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,866	未払費用	0

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	26,417 (注)3	未払手数料	3,469
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	3,263	未払費用	940

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 平成21年11月23日付で野村證券(株)はジョインベスト証券(株)を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券(株)の取引は野村證券(株)に引継がれております。野村證券(株)との取引金額には、合併前のジョインベスト証券(株)と当社の取引金額を含んでおります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	12,453円43銭	1 株当たり純資産額	13,067円44銭
1 株当たり当期純利益	1,285円61銭	1 株当たり当期純利益	1,139円63銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	6,621百万円	損益計算書上の当期純利益	5,869百万円
普通株式に係る当期純利益	6,621百万円	普通株式に係る当期純利益	5,869百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成22年8月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成22年8月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

* 平成22年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成22年2月26日	臨時報告書
平成22年4月26日	臨時報告書
平成22年5月7日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成22年6月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成22年4月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界好分散投信の平成21年8月21日から平成22年2月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界好分散投信の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年10月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界好分散投信の平成22年2月23日から平成22年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界好分散投信の平成22年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)